用途地域

用途地域は、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、13種類あります。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決まります。表紙の都市計画図のように、地域の目指すべき土地利用の方向を考えて、いわば色塗りが行われるわけです。

第一種低層住居専用地域



低層住宅のための地域です。小規模なお店や事務所をかね た住宅や、小中学校などが建てられます。

第二種低層住居専用地域



主に低層住宅のための地域です。小中学校などのほか、150 m²までの一定のお店などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅のための地域です。病院、大学、500m°までの 一定のお店などが建てられます。

第二種中高層住居専用地域



主に中高層住宅のための地域です。病院、大学などのほか、 1,500㎡までの一定のお店や事務所など必要な利便施設が 建てられます。

第一種住居地域



住居の環境を守るための地域です。3,000m²までの店舗、 事務所、ホテルなどは建てられます。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。

準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これ と調和した住居の環境を保護するための地域です。

田園住居地域



農業と調和した低層住宅の環境を守るための地域です。 住宅に加え、農産物の直売所などが建てられます。

近隣商業地域



まわりの住民が日用品の買物などをするための地域です。 住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。

商業地域



銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。住 宅や小規模の工場も建てられます。

準工業地域



主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。 危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

工業地域



どんな工場でも建てられる地域です。住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

工業専用地域



工場のための地域です。どんな工場でも建てられますが、 住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

用途地域等における建て方のルール

用途地域が指定されている地域等においては、建物の用途の制限とあわせて、建物 の建て方のルールが定められています。これによって、土地利用に応じた環境の確保 が図られるようになっています。

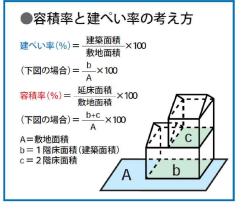
用途地域内等の建築物の主な用途制限

用途地域内の建築物の用途制限 ○: 建てられる用途 ×: 原則として建てられない用途 ①、②、③、④、▲、△、■: 面積、階数などの制限あり		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	用途地域の指定のない区域※	備考
	共同住宅、寄宿舎、下宿、兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50 かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	0	非住宅部分の用途制限あり
	店舗等の床面積が150㎡以下のもの	×	1	2	3	0	0	0	1	0	0	0	0	4	0	①:日用品販売店、食堂、喫茶店、理髪店及び建具屋等の
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	2	3	0	0	0		0	0	0	0	4	0	サービス業用店舗のみ。2階以下。 ②:①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・f
店舗	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	3	0	0	0	×	0	0	0	0	4		行の支店・宅地建物取引業者等のサービス業用店舗のみ
等	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	0	0	0	×	0	0	0	0	4	0	2階以下。 ③:2階以下。
	店舗等の床面積が3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	0	0	×	0	0	0	0	4		④:物品販売店舗、飲食店を除く。
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0	0	×	×	×	■:農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下。
等務	1,500㎡以下のもの	×	×	×	•	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	▲: 2階以下
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	0	0	×	0	0	0	0	0	0	
ホテル.	テル、旅館		×	×	×	•	0	0	×	0	0	0	×	×	0	▲:3,000㎡以下
166	ボーリング場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	×	×	×	×	•	0	0	×	0	0	0	0	×	0	▲:3,000㎡以下
	カラオケボックス等	×	×	×	×	×	•	•	×	0	0	0	•	•	•	▲: 10,000㎡以下
	麻雀屋、パチンコ屋、勝馬投票券発売所、場外車券場等	×	×	×	×	×	•	•	×	0	0	0	•	×	•	▲: 10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	×	×	×	×	×	×	Δ	×	0	0	0	×	×	•	▲:客席10,000㎡以下 △客席200㎡未満
	キャバレー、料理店、個室付浴場等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	•	×	×	0	▲:個室付浴場等を除く
校等 工場・倉庫	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×	0	
	病院、大学、高等専門学校、専修学校等	×	×	0	0	0	0	0	×	0	0	0	×	×	0	
	病院、大字、高等専門字校、専修字校等 神社、寺院、教会、公衆浴場、診療所、保育所等 金庫業金庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	倉庫業倉庫	×	×	×	×	×	×	0	×	0	0	0	0	0	0	
	自家用倉庫	×	×	×	1	2	0	0	•	0	0	0	0	0	0	①: 2階以下かつ1,500㎡以下 ②: 3,000㎡以下 ■: 農産物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る。
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	×	×	×	1	1	1	•	2	2	0	0	0	0	作業場の床面積 ①:50ml以下、②:150ml以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×	×	×	×	×	×	×	2	2	0	0	0	0	■:農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するものに限る ※※ELい経費を発生するものを除く。
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0	0	0	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	Ō	0	
	自動車修理工場	×	×	×	×	1	1	2	×	3	3	0	0	0	0	作業場の床面積 ①:50㎡以下、②:150㎡以下、③:300㎡以下 原動機の制限あり

注 本表は建築基準法別表第2の概要であり、全ての制限について掲載したもので ※ 都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域を除く。

容積率・建蔽率の制限

用途地域	第一種低層住居專用地域第二種低層住居專用地域	第二種中高層住居專用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	用途地域の指定のない区域
容積率(%)	50 60 80 100 150 200		100 150 200 300 400 500			50 60 80 100 150 200		200 300 400 500 600 700 800 900 1,000 1,100 1,200 1,300		100 150 200 300 400		50 80 100 200 300 400 ※
建蔽率 (%)	30 40 50 60	50 60 80			30 40 50 60	60 80	80	50 60 80	50 60	30 40 50 60	30 40 50 60 70 ※	



用途地域による建築物の形態についての規制 【斜線制限】

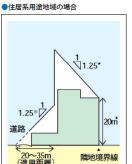
- 道路や隣地に係る採光や通風等を保護するため、敷地境界 線から一定の勾配で建物の高さを制限します。
 - ※斜線制限と同程度以上の採光・通風等を確保する建築物については、斜線制限は 適用されません。

【道路幅員による容積率低減】

- ・狭い道路にのみ面する敷地については、局所的な交通負荷 を回避するため、指定容積率にかかわらず、前面道路の 幅員に一定率(住居系用途地域:0.4*、その他:0.6*) を乗じた容積率に制限します。
 - ※特定行政庁が都市計画審議会の議を経て指定する地域では、住居系用途地域では 0.6、その他の地域では0.4又は0.8を指定することもできます。

【日影規制】

・住居系用途地域等において、日照を確保するため、条例 により、建物が隣地に落とす日影の時間を制限します。



「金」組集「限用」

- ※特定行政庁が都市計画審議会の議を経て 指定する地域では、1.5を指定すること もできます。 ★特定行政庁が都市計画審議会の議を経て 指定する地域では、それぞれ2.5、31m を指定することもできます。

